



発行：長野県企画部
人権・男女共同参画課
TEL：026-235-7165
jinken-danjo@pref.nagano.jp

長野県が発行している『広報ながのけん』などをもとに、外国籍県民の皆様に様々な情報を3か月ごとにお届けします。

緊急求職者サポートセンターが開設されました。

上田市と伊那市に緊急求職者サポートセンターが開設されました。

再就職ができるまでの生活を支える貸付金制度や当面の住居の確保に関する情報、再就職するための職業訓練・セミナーに関する情報、職業相談・職業紹介などがあり、どこに相談すればよいかわからない方は是非ご利用ください。



専門の相談員が必要な情報を提供するとともに、各種制度の担当窓口へ橋渡しをします。

相談は原則として日本語で行いますが、日本語が不自由な外国籍の方は、多文化共生支援員や多文化共生くらしのサポーターと連携して、別途対応いたします。

	住所	利用時間	連絡先
上田センター	上田市天神 1-8-1 上田駅前ビル パレオ3階	月～金 8:30～17:00	TEL 0268-71-0660 FAX 0268-71-0664
伊那センター	伊那市西春近 2543	火～土 8:30～17:00	TEL 0265-98-0330 FAX 0265-98-0332

お問合せ先：【長野県商工労働部労働雇用課雇用対策係】☎026-235-7201（日本語）

多文化共生くらしのサポーターにご相談ください。

長野県では日本語及び外国語を話せる『多文化共生くらしのサポーター』を（財）長野県国際交流推進協会（アンピ）内に置いて、外国籍県民等の皆さんの様々な生活相談等に応じていますので、お気軽にご相談ください。相談などは無料で、その内容の秘密は守られます。

相談の主な内容は次のとおりです。

県の行政サービスに対する相談

専門的な相談機関のご紹介

県の機関における外国語の翻訳

日常生活に関する相談

小中学校における外国籍児童・生徒の相談、母国語指導の補助 等

サポーターへの連絡先



住所：長野市大字南長野字幅下692-2 県庁東庁舎1階（財）長野県国際交流推進協会内
TEL：026-235-7186 FAX：026-235-4738 E-mail：mail@anpie.or.jp

受付時間は平日の午前9時30分～午後5時30分まで。

面接による相談は事前にご連絡ください。

お問合せ先：【長野県企画部人権・男女共同参画課多文化共生係】☎026-235-7165(日本語/ポルトガル語)

多文化共生支援員について。

長野県では上小、諏訪、上伊那、下伊那、松本の地方事務所と県庁に、ポルトガル語と日本語を話せる「多文化共生支援員」を設置し、失業しているブラジル人の再就職支援のための日本語指導をブラジル人学校で行っております。また、県機関での各種相談や通訳・翻訳を行っております。

お問合せ先：【長野県企画部人権・男女共同参画課多文化共生係】☎026-235-7165(日本語/ポルトガル語)

新型インフルエンザの流行が拡大しています。

全国的に新型インフルエンザの流行が拡大しています。手洗い・うがいをしっかりおこない、マスクを着用するなどして感染を予防しましょう。

新型インフルエンザを発症した多くの方は、症状は比較的軽症で、入院する方は少数です。ただし、喘息、心疾患、糖尿病などの基礎疾患を持っている方、乳児、高齢者、妊婦の方などが感染すると、重症化する恐れがあるため、あらかじめかかりつけ医に相談しておきましょう。

38 以上の急な発熱と咳やのどの痛みが出て発症したと思った方は、早めに休養し、無理せず学校や会社は休みましょう。医療機関を受診するときは事前に連絡して、注意事項などを確認してから、マスクを着用して指示された注意事項を守って受診するようにしてください。流行が進むと、休日や夜間の診療は待ち時間も長く、体への負担も大きくなります。緊急の場合を除き、平日の通常時間内に受診するようにしましょう。

日本語が不自由な方は、多文化共生くらしのサポーターへ連絡して、サポーターを通して保健所や医療機関に連絡してください。新型インフルエンザに関する情報を下記 URL に掲載していますのでご覧ください。

<http://www.pref.nagano.jp/kikaku/danjo/tabunka/bosai/bosai.htm>

多文化共生くらしのサポーター ☎ポルトガル語 090-7428-3577 中国語 090-7429-6822
タガログ語・英語 090-7710-7446 タイ語・英語 090-7427-4648 時間は午前 9 時から午後 7 時

軽症の方は受診後は発症翌日から 7 日間か、解熱後 2 日間のどちらか長い期間は自宅の個室で療養してください。家族内でうつさないように、家の中でも患者と接する場合はマスクの着用や手洗いなどを行いましょう。

・新型インフルエンザのワクチン接種が始まりました

ワクチン接種は重症化を防ぐことを目的としており、また数に限りがあるため、感染した場合に重症化するリスクが高い、妊婦の方、基礎疾患をお持ちの方、乳幼児などから順次優先的に接種できます。ワクチン接種は任意です。ワクチン接種は重症化を防ぐ効果がある一方で、副反応が起こる場合がありますので、ご理解のうえ接種を受けてください。

お問合せ先：【長野県衛生部健康づくり支援課感染症難病係】☎ 026-235-7148（日本語）

長野県内の最低賃金が改定されました。

長野県内の事業場で働く全ての労働者に適用される「長野県最低賃金」が下表のとおり改定されました。最低賃金は、最低賃金法に基づいて国が定めた賃金の最低限度であり、使用者は全ての労働者に対してそれ以上の賃金を支払わなければなりません。この機会に自分の賃金が最低賃金以下ではないか確認してみましょう。

	時間額	効力発生日	備考
長野県最低賃金	681	平成 21 年 10 月 1 日	精皆勤手当、通勤手当、家族手当は最低賃金の対象となりません。

お問合せ先：【長野県労働局賃金室】☎026-223-0555（日本語）

母国語情報誌「ながのけんインフォメーション」担当係では、地域の皆様の色々な情報や本情報誌に関するご意見、載せて欲しい記事等の希望をお待ちしております。是非、お気軽に jinken-danjo@pref.nagano.jp までお寄せ下さい。